

職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放促進

1. 「職業紹介事業」に関する抜本的な規制緩和

A. 有料職業紹介事業

(1) これまでの取組

手数料について徴収可能な求職者の範囲拡大

【総合規制改革会議「第2次答申」(平成14年12月12日)】

(「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日)にも同旨。以下同じ。)

<求職者からの手数料規制>【平成15年度までに措置(速やかに実施)】

求職者からの手数料徴収の原則禁止は、我が国が批准するILO第181号条約にも定められた原則であり、一面で労働者保護に資するものではあるが、無料原則を貫くことは良質な求職者向けのサービス提供を妨げる面もある。このため、本年2月の省令改正により、年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能となったところである。

しかしながら、求職者の実情等を踏まえ、求職者からの手数料規制については、より労働市場のニーズに合致したものとするため、年収要件の大幅な引下げ、職種
の拡大により対象者の拡大を図ることについて検討し、その結論を早急に取りまとめ、
所要の措置を講ずるべきである。

その他（許可の手續の簡素化、兼業の禁止の廃止）

【総合規制改革会議「第2次答申」（平成14年12月12日）】

＜有料職業紹介事業に関する規制緩和＞【次期通常国会に法案提出等所要の措置】
すべての事業所に許可が必要としている現行の有料職業紹介事業の許可制は、**手續の簡素化の観点から、法人としての許可があれば、事業所の設置は届出で済むよう許可制度を緩和**することを含め、検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずるべきである。なお、職業紹介事業に係る**兼業規制については、これを原則として撤廃**することも含め検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずるべきである。

【職業安定法及び労働者派遣法の一部を改正する法律案要綱】

第一 職業安定法の一部改正
一 職業紹介事業
（一）**許可の手續きの簡素化**
職業紹介事業の許可について、**事業所単位から事業主単位に改めるもの**とすること。（第三十一条第一項及び第三十三条第一項関係）
（八）**兼業の禁止の廃止**
料理店業等と職業紹介事業との兼業を禁止する規定を削除するものとする。こと。（現行第三十三条の四関係）

（2）残された課題とその論点

手数料について徴収可能な求職者の一層の範囲拡大

平成14年2月の措置（年収1,200万円を超える科学技術者・経営管理者からも徴収可能）にとどまらず、**年収要件の大幅な引下げ、職種**の拡大により**対象者の一層の拡大**を図る。

【厚生労働省の反対理由】

交渉力の弱い求職者に対し、事業者がピンハネする恐れがある。

B. 無料職業紹介事業

(1) これまでの取組

【総合規制改革会議「第2次答申」(平成14年12月12日)】

<無料職業紹介事業に関する規制緩和>【次期通常国会に法案提出等所要の措置】

職業紹介制度については、既に有料職業紹介・無料職業紹介の双方について制度全体の見直しに向けて検討が行われているところであるが、学校等以外の者の行う無料職業紹介事業の許可制については申請者の存立目的、形態、規約等から必要かつ適当であると認められる範囲の職業紹介を行うものであることを許可要件とする等、裁量行政の余地を残しているという点で問題があるとの指摘もある。そこで、無料職業紹介事業の届出制の範囲の拡大について検討し、その結論を早急に取りまとめ、次期通常国会に法案の提出等所要の措置を講ずるべきである。

また、昨今の深刻な雇用情勢の下では、国・地方・民間等あらゆる機関の職業紹介能力を十分に活用する必要があり、地方公共団体においても無料職業紹介を事業として行えるようにすべきである。

【職業安定法及び労働者派遣法の一部を改正する法律案要綱】

第一 職業安定法の一部改正

一 職業紹介事業

(六) 特別の法人の行う無料職業紹介事業

特別の法律により設置された法人であって厚生労働省令で定めるもの(注：農協、商工会議所等)は、厚生労働大臣に届け出て、その構成員を対象とする無料職業紹介事業を行うことができるものとする。(第三十三条の三第一項関係)

(七) 地方公共団体の行う無料職業紹介事業

地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民に福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料職業紹介事業を行うことができるものとする。(第三十三条の四第一項関係)

(2) 残された課題とその論点

無料職業紹介事業を届出により実施できる主体の範囲拡大

地方公共団体、特別の法律により設置された法人（農協、商工会議所等）、学校等のみならず、「一定の公共性・公益性を有する事業主体」については、幅広に、届出により無料職業紹介事業を実施することを容認。

【厚生労働省の反対理由】

無料職業紹介の範囲を過度に拡大することは、職業紹介事業の持つ公共性・公益性の観点から問題。

2. 「ハローワーク（公共職業安定所）」に関する改革

（1）これまでの取組

【総合規制改革会議「第2次答申」（平成14年12月12日）】

< 民間参入の拡大による官製市場の見直し；公共サービス分野における民間参入；職業紹介・職業訓練 >

職業紹介については、民間による有料職業紹介事業の取扱職業の原則自由化が行われたところであるが、無料職業紹介についても求職者、求人企業双方にとって質の高いサービスが提供できるよう、公共職業安定所の保有する求人情報等の民間への公開や、管理職・専門職等の紹介に関する民間への業務委託等を進め、民間のノウハウを一層いかしつつ職業紹介ができるようにすべきである。【平成14年度以降逐次実施】

職業訓練については、雇用・能力開発機構について平成16年3月からの独立行政法人化が進められているが、一層の民間委託を進める等により民間教育訓練機関の育成を図るとともに、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、所要の措置を講ずるべきである。【最初の中期目標期間終了時に速やかに検討・結論】

（2）残された課題とその論点

「ハローワーク機能」の地方公共団体・民間事業者への開放促進

全体として、利用者の「無料職業紹介サービス」に対するニーズに的確に対応できる体制を維持しつつ、ハローワークの有する「無料職業紹介機能」の「担い手の多様化・細分化」等を実現し、サービスの質的向上・量的拡大を図るべき。

（上記1．B．（2）無料職業紹介事業に関する「残された課題と論点」とも関連。）

既存のハローワークについて、業務の効率性を向上させるとともに、むしろセーフティネットとしての機能を強化するため、その業務・組織の在り方の見直しを図るべき。

具体的には、既存のハローワークについても、例えば、以下の措置を講ずることにより、ハローワーク機能の「担い手の多様化」等を通じたサービスの質的向上等を図るべき。

ア) 地方公共団体への事業移管の推進

イ) 国・地方公共団体の一定の関与の下での、「公設民営方式」や「PFI方式」の導入

国等から民間事業者等へ委託できる範囲を明確化した上で、包括的な管理・運営を委託するとの「公設民営方式」の導入。
(例えば、民間事業者には、国等からの委託料のみならず、成功報酬等のインセンティブも付与。)

民間事業者等の設置した施設を公的主体が買い取り、さらに当該民間事業者等に運営させるとのいわゆる「BTO方式」

【厚生労働省の反対理由】

ハローワークの民間への開放を促進した場合、以下のような問題が生じる。

- ・ 民間事業者は主に求人企業から紹介手数料を徴収するため、手数料の支払いが困難な求人企業や採算ベースに乗りにくい求職者（障害者、高齢者、長期失業者等）はサービスが受けられなくなる。
- ・ 「国の機関の指揮監督下で、全国的体系の無料の公共職業安定機関を維持しなければならない」旨規定するILO88号条約違反となる。